

○農林水産省
○経済産業省告示第一号
環境省

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成十七年法律第百二十二号）第十八条第四項の規定に基づき、自主回収の認定を取り消したので、同条第五項において読み替えて準用する同条第二項の規定に基づき、公示する。

令和四年四月十五日

農林水産大臣 金子原二郎
経済産業大臣 萩生田光一
環境大臣 山口 壯

- 一 名称 雪印メグミルク株式会社
- 二 住所 東京都新宿区四谷本塩町五番一号
- 三 当該認定を取り消した特定容器の種類

素材	色	容量	重量	用途	形 状
ガラス	無色	八〇ミリ リットル	一四二 グラム	清涼飲料 用	平成十六年三月 農林水産省 経済産業省告示第一号 環境省
ガラス	無色	一〇〇ミリ リットル	一四六 グラム	はっ酵乳 用	平成十六年三月 農林水産省 経済産業省告示第一号 環境省
ガラス	無色	一八〇ミリ リットル	二四四 グラム	牛乳・加 工乳・清 涼飲料用	平成十六年三月 農林水産省 経済産業省告示第一号 環境省
ガラス	無色	二〇〇ミリ リットル	二四四 グラム	牛乳・加 工乳・乳 飲料用	平成十六年三月 農林水産省 経済産業省告示第一号 環境省
ガラス	無色	七二〇ミリ リットル	四〇〇 グラム	牛乳用	平成十六年三月 農林水産省 経済産業省告示第一号 環境省

ガラス	ガラス	ガラス	ガラス
無色	無色	無色	無色
九〇〇ミリ リットル	一	一八〇ミリ リットル	二〇〇ミリ リットル
四一〇 グラム	四二 グラム	四〇 グラム	九五 グラム
牛乳用	ガラス 瓶用 キヤップ	牛乳用	牛乳・加 工乳・乳 飲料用
平成十六年三月 農林水産省 経済産業省告示第一号 環境省	平成二十四年十一月 農林水産省 経済産業省告示第六号 環境省	平成二十三年五月 農林水産省 経済産業省告示第一号 環境省	平成二十六年三月 農林水産省 経済産業省告示第一号 環境省